

京都市告示第5 1 7号

平成1 8年3月2 4日京都市告示第5 4 1号（京都市収納代理金融機関の指定）の一部を令和2年1月1日から次のように改めます。

令和元年1 2月2 7日

京都市長 門 川 大 作

「株式会社大正銀行」を「株式会社徳島大正銀行」に改めます。

(会計室)